

令和8年
9月号

宇都宮中央警察署
花房交番
☎028-635-5997

Hanabusha Police box news

花房交番だより



秋の交通安全県民総ぐるみ運動

～ 秋の夕暮れ ライトと反射材で守る命 ～

令和8年9月21日(月)～9月30日(水)までの10日間

◎運動の重点

(1) 〈歩行者〉

歩行者の安全確保と反射材の着用促進

- 歩行者も横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。
また、運転者に対して手をあげて横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動を実施しましょう。
- 斜め横断や走行する自動車の直前直後横断は違反です。
危険ですのでやめましょう。
- 夕暮れ時や夜間に交通事故に遭わないようにするために、反射材用品やLEDライトなどを活用しましょう。
- 夜間は必ず反射材用品を身につけ、自動車の運転者などに早めに自分の存在を知らせましょう。

(2) 〈自動車〉

夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- 運転中のスマートフォン等の通話や画面を見ることは交通事故に直結する大変危険な行為です。運転中は運転に集中しましょう。
- 二日酔い等による飲酒運転も犯罪です。
前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコール検知器で確認しましょう。
- 夕暮れ時は前照灯を早めに点灯し、自分の車の存在を周囲に知らせましょう。
- 夜間、対向車や先行車がない場合は原則ハイビームで走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。

(3) 〈自転車〉

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- 令和8年4月1日から、自転車の違反に交通反則通告制度（一定の交通違反に交通切符（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰を科されない制度）が導入されました。自転車も取り締まりの対象になります。
「自転車安全利用五則」等の交通ルールを遵守し、安全な利用をしましょう。



～自転車安全利用五則～

- 1 車道は原則、左側通行
歩道は例外、歩行者優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約5割が、頭部に致命傷を負っています。
自転車や特定小型原動付自転車を利用する際は、必ず頭部保護に効果のあるヘルメットを着用しましょう（努力義務）。